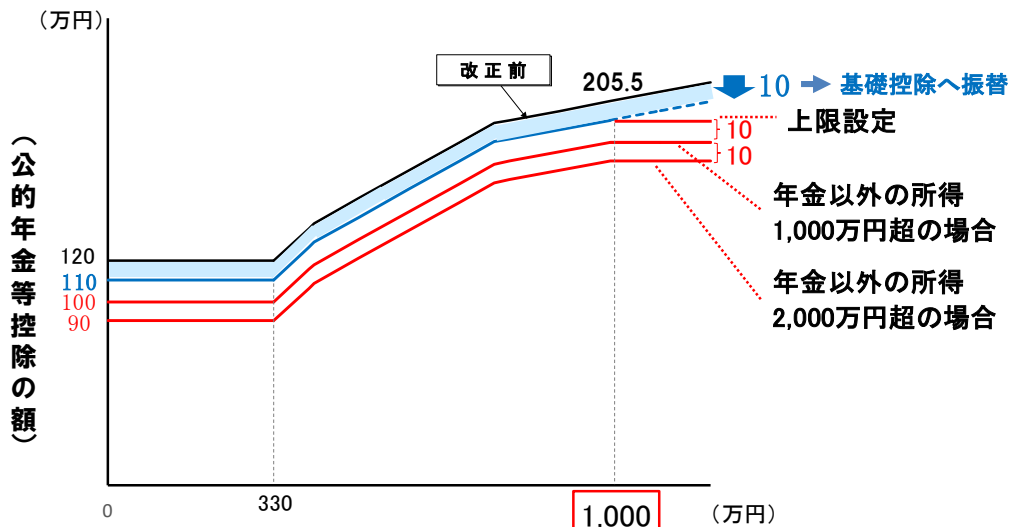


公的年金等控除の適正化（令和2年1月施行）

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
 - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げる。

見直し後(65歳以上の場合)



(公的年金等の収入金額)

(注) 65歳未満の場合、最低保障額(改正前70万円)は、
 ・ 基礎控除への振替により60万円、
 ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
 ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

負担増となる見込みの人数

年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超の者(うち2,000万円超の者)	20万人程度(うち10万人程度)
合計	20万人程度

年金受給者全体(4,000万人程度)の0.5%程度